

令和8年度採用 檜原村地域おこし協力隊員募集要項

檜原村は、東京都多摩地域の中で唯一の「村」です。都心から約50km離れた東京都の西部に位置し、一部を神奈川県と山梨県に接しています。周囲を急峻な山々が囲み、総面積の93%が山林で平坦地は少なく、村の大半が秩父多摩甲斐国立公園に含まれており、毎年、村には多くの観光客が訪れています。

村では、令和3年度に地域の活性化を図るために村の大半を占める森林を積極的に活用した「檜原森のおもちゃ美術館」や、特産品であるじゃがいもの焼酎製造等施設「ひのはらファクトリー」がオープンしました。また、人工林の手入れの際などに発生する間伐材の利活用、木材の用途拡大の実施などに取組み、持続可能な未来に向けた地域づくりを行っています。

しかしながら、檜原村は、人口減少、少子高齢化の進展という大きな課題を抱えており、地域の活力の向上のため、村を挙げての活性化対策が必要となっています。

そこで、檜原村では、新たな発想・視点で檜原村の地域づくりに取り組んでいただける意欲を持った方を「檜原村地域おこし協力隊員」として募集します。

1 募集人員

- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 空き家に関する業務 | 若干名 |
| (2) 檜原村の情報発信（移住・定住）に関する業務 | 若干名 |
| (3) 地域産業の振興に関する活動（神戸国際マス釣場） | 若干名 |

2 主な活動内容

全ての活動に通じることですが、1年目は檜原村を知り、村民から知ってもらうことで、任期中、任期終了後により地域での活動や仕事がし易くなります。また、3年目は任期終了後のための活動をすることが多くなります。

(1) 空き家に関する業務

檜原村では、高齢化の影響により年々空き家が増えている一方、流通している空き家が少ない状況です。そのため、空き家相談担当の職員等と連携しながら空き家の流通を促進するため、空き家の現地確認や地域住民との関係性構築などを行っていただきます。

- ① 空き家の現地確認及び利活用可能な空き家の整理
- ② 空き家所有者への「空き家の利活用」の啓発活動
- ③ 移住希望者の相談対応、空き家等の案内
- ④ 空き家所有者などからの相談業務補助

（2）檜原村の情報発信（移住・定住）に関する業務

檜原村では、主に空き家を活用した移住・定住を推進しており、移住者の目線から見た檜原村の魅力・大変なところなど、移住を検討する際に村での生活が体験できるような情報発信業務に携わっていただきます。

- ① 地域おこし協力隊の視点での移住情報の発信
- ② 地域おこし協力隊の活動についての情報発信
- ③ 情報発信スキルの支援

（3）地域産業の振興に関する活動（神戸国際マス釣場）

檜原村が地域内経済の活性化及び雇用の場の創出を目的に設立した、第3セクター株式会社めるか檜原で実施している各種事業の補助業務を担い、地域課題の解決に取り組んでいただきます。めるか檜原の主な事業は、住民サービスと小売店（ミニスーパーかあべえ屋）の運営、アウトドア施設である神戸国際マス釣場の運営です。

活動としては、主に神戸国際マス釣場の企画、運営等を行っていただきます。神戸国際マス釣場は、建物（食堂、厨房、研修室）の建替えを行いました。新たな施設で新しいアイディアや創意工夫を図った取組みを行っていただきます。3年間の任期終了後は、常用雇用又は起業などにより、引き続き檜原村に定住していただくことを前提としています。

- ① 神戸国際マス釣場の運営・企画・実務
 - ・河川を利用したイベントの企画・運営
 - ・川魚等を使った商品開発
 - ・自然環境を使ったイベントの企画・運営
- ② ミニスーパーかあべえ屋の運営補助
 - ・季節に応じた販売品目の選定
 - ・売れ筋商品の選定
 - ・手作りお菓子の製造・販売
- ③ 会社機能のDX化

3 募集対象

次の条件を全て満たす方とします。

- （1）令和8年4月1日現在で、年齢が22歳以上50歳以下の方
 - （2）申込み時点で3大都市圏をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に在住し任用後、檜原村に住民票を移し居住できる方
- ※詳細な地域要件は、お問い合わせください。

- (3) 従前に檜原村の区域内に住所を定めたことのない方
- (4) 心身が健康で地域協力活動（自治会や消防団、お祭りなど）に参加する意欲のある方
- (5) 地域おこし協力隊として活動期間終了後に檜原村に定住し、起業・就業しようとする意欲を持っている方
- (6) 普通自動車運転免許を取得している方（実際に運転できる方）
- (7) パソコン（ワード、エクセルなど）の一般的な操作ができる方
- (8) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方

4 求める人材

- (1) 自ら考え行動できる方
- (2) コミュニケーション力・交渉力・判断力がある方（組織の一員としての立場を理解し、地元住民及び他の地域おこし協力隊員をはじめとした村職員との協力関係を構築できる方）
- (3) 責任感が強く、業務を最後までやり遂げる意志のある方
- (4) チャレンジ精神・好奇心の旺盛な方

5 勤務地

檜原村役場及び檜原村全域

6 雇用形態及び期間

- (1) 檜原村会計年度任用職員として檜原村長が任用します。
- (2) 任用期間は、任用の日から令和9年3月31日まで。任用の最長期間は、着任から最大3年間です。

7 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数 原則、週4日（31時間）
- (2) 勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分まで 1日7時間45分
※夜間、土日等の勤務は週勤務時間内で調整します。
※イベント開催等の場合、勤務開始時間の繰上げ、繰下げを行う場合があります。

8 報酬等

月額221,700円　社会保険等（健康保険・厚生年金・雇用保険）に加入します。

※報酬月額は、令和7年4月時点での金額です。檜原村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例によります。そのため、採用時や採用後に報酬月額が変更になる場合があります。

※期末手当（年2回）を支給します。

※費用弁償（通勤手当）を距離に応じて支給します。

9 住居等

住居は、村で借上げた住宅または村で整備している地域おこし協力隊員用住宅を貸与します。（住居の貸与は任用期間のみです。）なお、転居に係る費用や生活備品、光熱水費などの家賃以外の経費は個人負担になります。

また、自治会費及びテレビ組合の会費等の費用についても、地域によって若干異なる場合がありますが個人負担になります。

生活や通勤の移動手段として、自家用車の持ち込みをお勧めします。

10 応募手続

（1）応募受付期間

令和7年12月5日（金）～令和8年2月5日（木） 午後5時必着

（持参の場合、午前9時～午後5時 土曜・日曜、祝日、年末年始は除く）

※下記（2）の提出書類を檜原村企画財政課に郵送又は持参してください。提出された書類は返却しません。なお、提出された書類の個人情報については、本公募のみに使用し、その他の用途には使用いたしません。

（2）提出書類

①応募用紙

②履歴書（市販のもので可。直筆、写真（6ヶ月以内・上半身・無帽・正面）貼付け）

③現住所地の住民票の抄本

④自己PR文（1, 600文字程度・市販400字詰め原稿用紙使用・手書き）

協力隊活動への意気込み、自分の経験、能力をどう活かすかなどを含め作成し提出してください。

⑤普通自動車運転免許の表裏の写し

11 選考方法

①第1次選考（書類）

書類選考の上、令和8年2月上旬に結果を応募者全員に文書等で通知いたします。

実際の活動内容などについて、現在活動している地域おこし協力隊員から話を聞くことができます。ご希望の方は、企画財政課むらづくり推進係までご連絡ください。

②第2次選考（Web面接）

第1次選考合格者を対象に、令和8年2月中旬にWeb会議形式の面接試験を行います。（日時等は別途通知いたします）

②第3次選考（現地面接）

第2次選考合格者を対象に、令和8年2月下旬に檜原村役場にて面接試験を行います。（日時等は別途通知いたします）なお、第3次選考に要する交通費等は応募者負担になります。

③最終選考結果の通知

令和8年2月下旬に文書で通知いたします。

※住民票の異動は必ず任用の日付で行ってください。

1 2 その他

檜原村では、現在4名の地域おこし協力隊員が活動しています。

1 3 ★応募先、活動内容に関するお問い合わせ先

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村 468 番地イ

檜原村 企画財政課 むらづくり推進係

電話番号：042-519-9556

E-mail：muradukuri@vill.hinohara.tokyo.jp

★報酬・待遇・福利厚生等に関するお問い合わせ先

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村 467 番地1

檜原村 総務課 総務係

電話番号：042-598-1011